作成日：令和５年８月２８日
作成者：ＴＫＣヘルプデスク

Ⅰ　予定申告の前期実績額がずれるケース

１．前期の確定申告データが固まる前に、翌第1四半期(当期)のデータを作成する場合

【前期のシステム】
①前期の確定申告 → ②年度更新 → ③翌(当期)第1四半期
※ 年度更新時点の税額：100
申告時点の税額　：120
※ 前期実績の税額：100
(年度更新時点の税額が引き継がれます)

④データの作成

【当期のシステム】
⑤当期の第2四半期 → ⑥データの作成 → ⑦当期の予定申告
※ 前期実績の税額：100
※ 前期実績の税額：100
(申告時点の120とずれが生じます)

Ⅱ　予定申告の前期実績額がずれないケース

１．上記Ⅰ１．の前期の確定申告で、年度更新時点と申告時点で税額が変わらない場合

２．前期の確定申告から、当期の予定申告を作成した場合

【前期のシステム】
①前期の確定申告
※ 申告時点の税額　：120

②年度更新

【当期のシステム】
③当期の予定申告
※ 申告時点の税額　：120